

補助事業に関する情報提供

2024. 1. 9 営農企画課

1. 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち「世代交代円滑化タイプ」について

令和6年12月8日発行の日本農業新聞にて紹介された事業の現時点の情報（1月9日現在）について提供いたします。なお、この事業に関するご相談がありましたら **情報のわかる範囲で対応**しますので、営農企画課までご相談ください。

- 1) 事業概要 地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、円滑な経営移譲に向けた取組や機械・施設等の導入を一体的に支援する。
- 2) 対象要件 (抜粋)
 - 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の新規就農者又は法人。
 - 令和4年4月以降に農業経営を開始した者又は法人。
 - 青年等就農計画又は農業経営改善計画認定（認定農業者）を受ける。
 - 将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けされ、又は位置付けされることが確実と見込まれること。
- 3) 助成対象 (抜粋)
 - ①農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕・移設・撤去等の取組に要する経費。
 - ②専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費。
 - ③経営発展に向けた取組。
 - ア機械・施設等の取得、改良又はリース イ家畜の導入
 - ウ果樹・茶の新植・改植 エ農地等の造成、改良又は復旧
- 4) 補助率
 - ①②：国1/3以内、都道府県又は市町村1/3以内（地方負担任意）
 - ③：都道府県が支援する額の2倍（補助率1/2以内）
 - ※国の補助上限は600万円（①～③の合計）
- 5) 成果目標 (抜粋)
 - 事業実施年度の3年後の年度までに、以下①、②を達成すること。
 - ①農業経営改善計画の認定（認定農業者）を受けること。
 - ②事業実施年度の経営規模より増加、又は事業実施年度の経営規模の120%以上（条件によっては110%以上）となること。
- 6) その他
 - 要望調査が令和7年2月頃実施（予定）につき、事業申請を検討される方は以下のとおり対応ください。**
 - ・**営農企画課又は事業所へ氏名、住所、電話番号を報告ください。**
 - ・**導入予定の設備・機械等の見積書・カタログ等をご準備ください。**
 - 事業の採択要件に該当しない場合がありますのでご了承ください。